

令和6年7月26日

町民各位

利府町企画部秘書政策課

(旧) 十符の里プラザ跡地利活用説明会の開催について

本町の行政運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町では、(旧) 十符の里プラザ跡地の利活用（※裏面参照）について、これまで様々な調査・検討を行い跡地の利活用方針を定め、広報りふ5月号において町民の皆さまにお知らせし、併せて御意見を募集したところであります。

つきましては、下記のとおり、跡地利活用の内容について説明会を開催いたします。

記

- 1 日時 令和6年8月8日（木）午後7時から
- 2 場所 役場1階 町民交流館研修室
- 3 対象 どなたでも御参加いただけます。（申込不要）

担 当：企画部秘書政策課 政策係

電 話：022-767-2115

メー ル：seisaku406@rifu-cho.com

(旧)十符の里プラザ跡地の利活用方針

(旧) 十符の里プラザ跡地は旧役場庁舎や公民館、生涯学習センター、図書館などが置かれ、長年、町の中心地として重要な役割を担ってきた場所です。しかしながら、転入による急激な人口増加や施設の老朽化、さらには、文化交流センター「リフノス」の開館などにより、(旧) 十符の里プラザ跡地は各機能がほぼ移転し大きな役割は終えています。こうした歴史的背景や町の中心地としての利便性、価値観を十分考慮した上で、今後の跡地利活用については、「集い、交流、賑わいの創出拠点」を方針とし、町が必要とする公的施設の第1期・第2期整備事業とともに、周辺地域の空洞化が進むことのないよう「立地特性を活かした新たな賑わいのある場所」としての検討、調査を重ね、第3期の利活用方針を定めました。

《第1期》安心安全な土地の利活用

利府町消防団中央分団詰所整備事業
(令和5年3月19日完成)



(旧) 役場庁舎



中央分団詰所

消防団活動のより一層の充実強化を図るとともに、消防団のリーダー的役割を担う防災拠点とするため中央分団詰所の整備を実施しました。

《第2期》子どもの笑顔があふれ、歴史を継承する土地の利活用

利府町中央児童センター・利府町郷土資料館整備事業
(令和6年4月1日開館)



(旧) 利府町公民館



中央児童センター・郷土資料館

旧利府町公民館を改修し、「児童福祉の拠点となる施設」として整備しました。児童センターは放課後児童クラブや子育て広場、遊戯室(屋内大型遊具)のほか、屋外にはバスケットコートなど子どもたちの笑顔があふれる施設となっています。また、3階には郷土資料館を設置し、利府町の歴史や郷土資料を展示しています。

《第3期》立地特性を活かした新たな賑わいのある土地の利活用

◆第3期の方針

- I 交流人口の拡大や賑わい創出など、町の更なる発展につながる拠点の創出
- II 施設の整備や維持管理には、莫大な費用を要することから民間活力の導入により、町の財政負担を最小限にすること

◆具体的な利活用の内容

(1) 企業創業支援「シェアオフィス」

地域住民が集まり、コミュニティの輪を広げる交流拠点とし、自立した住民活動を支援できる機能や本町で起業・創業する町民、企業を支援するオフィス機能

(2) 分譲型マンション

本町での住宅需要の高まりから戸建て住宅の価格高騰が続いており、安心して暮らせる町、選ばれる町を進めるため、立地特性を最大限に活かし、長く住み続けられる分譲型マンション機能

(3) 交流・憩いの場、賑わい創出のテナント

マンション低層部にカフェや子育てテナントを配置することにより、誰もが利用できる開かれた賑わいの創出

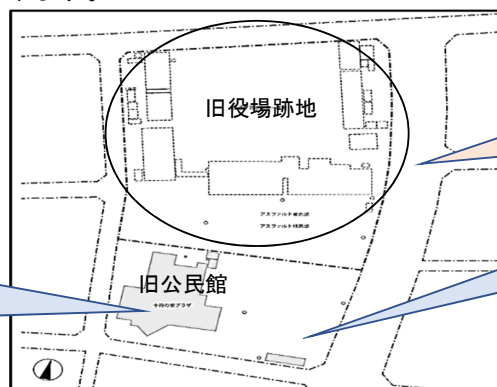
(4) 土地の売却

(1)～(3)の具体的な利活用を図るためには、企画提案型競争入札(プロポーザル方式)で決定した事業者への土地売却が条件となります。

◆参考

町では、民間活力を導入して事業を進めるにあたって、民間事業者の参画が得られるかの市場調査を2回実施し、4事業者から意見、提案をいただき、その内容を参考に本方針を定めたものです。

第2期整備事業
中央児童センター
(べあくる)
郷土資料館



第3期整備事業
新たな賑わいの創出

第1期整備事業
消防団中央分団詰所